一般社団法人三重県トラック協会

定期発送のご案内

令和５年２月

CONTENTS

◆ 令和5年度 第47回1次近代化融資制度の募集について
◆ 新規入会会員様のご紹介
◆ 会員様の所在地名称・変更等

◆ 事故防止セミナー 3／6 開催します
◆ 36協定 2023年度版書式 次月発送に封入予定
◆ 軽油価格調査のお願い（1月購入分）　＊ ご意見ご相談等をお寄せ下さい

◆ 令和5年度 トラック関係施策に関する要望と結果
◆「乗務後自動点呼」（ロボット点呼）が実施できるようになりました。
◆ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令について（関係区分抜粋）

◆ 大型自動車の車輪脱落事故
◆ 適正化事業巡回指導実施結果（10～12月）
◆ 適正化実施機関に寄せられた 苦情
◆ 運行管理者 一般講習のご案内　１月末現在発表分

◆ トラックの運転と疲労
◆「標準的な運賃」届出 と 実運賃への活用〈燃料費と人件費の転嫁〉
◆ 政策協議会のご報告
◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

◆ 燃料価格等高騰対策 支援金情報 ２月版 16ページ（裏表紙）

同封
別紙

◆ **社員研修 ビジネス講座を開催** 新人スタートアップ研修 **申込み**
・ **軽油購入価格１月分調査のお願い** 調査協力依頼
・ 鈴鹿地域職業訓練センター 令和５年度 **訓練・講座のご案内**

==*=

◆ 令和5年度 第47回1次近代化融資制度の募集について

令和4年度の近代化融資の申込受付は終了致しました。
令和5年度の近代化融資(4月1日以降の借り入れ分)申込みについては、随時受付いたします。

申請締切 令和5年3月1日(水)　**推薦決定日** 令和5年3月8日(水)

令和5年4月1日以降に「融資の借入れ」及び「設備・車両等の支払」をするものが対象です。

【令和5年度利子補給率について】 一般融資・ポスト新長期融資 共に 0.4%
令和5年1月時点の長期プライムレート 1.4%×1/3=0.4%

詳細につきましては三重県トラック協会 総務部までお問合せ下さい。 TEL 059−227−6767

◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	㈱米正	TEL	059-329-5350
代表者名	米満　正宏	FAX	059-329-5356
支　部	北勢支部	規　模	車両5両、従業員6名
所在地	〒510-8114　三重郡川越町亀崎新田11-28		

会員名	PEACE carry㈱	TEL	059-245-5588
代表者名	増田　弘樹	FAX	059-245-0914
支　部	津支部	規　模	車両7両、従業員8名
所在地	〒510-0303　津市河芸町東千里551		

会員名	藤田建材	TEL	090-6464-3585
代表者名	藤田　正勝	FAX	059-292-3585
支　部	津支部	規　模	車両5両、従業員6名
所在地	〒514-0315　津市香良洲町1043		

会員名	㈱山武商店荷役	TEL	059-262-3731
代表者名	畑　竜次	FAX	059-262-3732
支　部	津支部	規　模	車両4両、従業員6名
所在地	〒515-3133　津市白山町南家城104-1		

会員名	㈱海幸	TEL	0598-67-6851
代表者名	金沢　恵美	FAX	0598-67-2591
支　部	松阪支部	規　模	車両6両、従業員8名
所在地	〒515-0802　松阪市猟師町347-1		

◆ 会員様の所在地名称・変更等

北勢支部	㈲ジンライン	FAX/059-332-6772
鈴鹿支部	㈲エース	住所/〒513-0826 鈴鹿市住吉1-30-15住吉ビル2-7
〃	㈱ホンダロジスティクス	利用運送事業へ
〃　(津支部)	磯山運輸㈱	会社名:㈱伊東商店 代表者名:伊東 伸行 住所:〒514-2214　津市芸濃町萩野45番地2 TEL:059-253-8775 FAX:059-253-8776
松阪支部	寺尾産業㈲	代表者名/寺尾　剛 TEL/0598-28-8002
〃	ワイズロジシステム㈱	住所/松阪市大口町字新地1510-72
伊賀支部	小田忠運輸㈱	代表者名/ 松山　茂樹

◆ 事故防止セミナー　3／6 開催します

「トラック事業における総合安全プラン2025」目標達成へ
～ あらたな事故削減目標への取り組み ～

「交差点事故」「追突事故」を中心テーマに、ドライブレコーダーの映像等を活用して、重大事故の特徴や対策を分かりやすく解説し、日頃の安全教育等に役立てて頂くセミナーです。

事故防止セミナー

日時　令和５年 **3**月 **6**日（月）13:30～16:30

場所　北部輸送サービスセンター（四日市市新正４丁目８－８）
内容　「トラックにおける事故の傾向と防止対策について」等

詳しい内容は 1/27 FAX送信済の
セミナー案内をご確認ください

申込み〆切日

2月20日(月)
お早めに
お願いします

＊案内がお手元にない場合はFAX致します。お問合せ先 059-227-6767業務部まで

◆ 36協定 2023年度版 書式　次月発送に封入予定

2023年度版　36協定は次月の郵送案内物に封入致します。

協会書式については 以前から 協定届 と 協定書 を一本化した書式になっておりますが、再度修正をおこない　2023年版を現在作成中です。　少々お待ちください。

◆ 軽油価格調査のお願い　（１月購入分）

４ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします。

同封の調査用紙に＜１月購入分の軽油価格＞をご記入いただき、
2月**20**日(月)までにFAXにて返信いただきますよう
お願いします。



皆様から返信いただいた価格を集計し、3月上旬の郵便物で結果をご案内いたします。

＊　ご意見ご相談等をお寄せ下さい



三重県トラック協会　FAX 059-225-2095

◆ 令和5年度 トラック関係施策に関する要望と結果

トラック協会が関係先に行っている施策要望に関して、
令和５年度の税制／予算への反映結果をお伝えします。

◇ 税制反映　　（与党税制改正大綱より概要抜粋）

・自動車関係諸税の簡素化・軽減 （1）自動車関係諸税の簡素化・軽減 （2）自動車税 営自格差見直し反対 （3）自動車重量税の道路特定財源化	「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 また、利用に応じた負担の適正化に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める」とされました。
・特例措置の延長	
（1）自動車重量税のエコカー減税の延長	（1）現行措置を令和5年12月末まで維持することとされました。 その上で、令和6年1月からは、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で、現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長するとされました。
（2）自動車税環境性能割特例措置の延長	（2）現行措置を令和5年12月末まで維持することとされました。 その上で、環境性能割の税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直すこととされました。 その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ、次回の見直しは3年後とするとされました。
（3）ASV（先進安全自動車）特例措置の延長・拡充	（3）側方衝突警報装置を搭載したトラック等の取得に係る自動車税（環境性能割）の特例措置を令和6年4月末まで延長するとされました。 また、特例措置の対象に衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）が追加されました。 （自動車重量税：3年間、自動車税（環境性能割）：2年間）
（4）自動車税のグリーン化特例の延長	（4）適用期限が3年延長されました。
（5）中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長	（5）適用期限が2年延長されました。
（6）中小企業経営強化税制の延長	（6）適用期限が２年延長されました。
（7）中小企業防災・減災投資促進税制の延長（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）	（7）適用要件および措置内容を見直した上で、適用期限が２年延長されました。

◇ 令和5年度予算案への反映　　令和５年度予算決定概要から抜粋

（ トラック運送事業関係 ）

①働き方改革の推進（トラック運送業の実態把握、DXを通じた調査、ホワイト物流推進運動等）(0.87億円)
②事故防止対策（先進安全自動車、デジタル式運行記録計等の導入等）支援推進事業(13.34億円の内数)
③自動車運送事業の運行管理の高度化、健康起因事故防止対策の推進（4.39億円の内数）

④モーダルシフト等推進事業（0.82億円の内数）※令和4年度第2次補正予算0.06億円を含む
⑤商用車の電動化促進事業（135.99億円の内数）＜環境省・経済産業省連携事業＞
⑥低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（29.65億円）＜環境省連携事業＞

⑦環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（5億円）＜環境省連携事業＞
⑧トラック輸送における省エネルギー化推進事業、
新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業（41.5億円）＜経済産業省連携事業＞

（ 道路関係 ）

①災害時における人流・物流の確保（6, 648億円の内数）※4年度2次補正予算2, 037億円を含む
・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進 等
②通学路等の交通安全対策の推進（2, 729億円の内数）※4年度第2次補正予算220億円を含む
・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進 等

③効率的な物流ネットワークの早期整備・活用（3, 783億円の内数）※4年度2次補正156億を含む
・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、ＳＡ・ＰＡ駐車マス不足の解消 等
④地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備（5,928億円の内数）※4年2次補正1730億円を含む
・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートＩＣの活用 等

（ 厚生労働省関係 ）

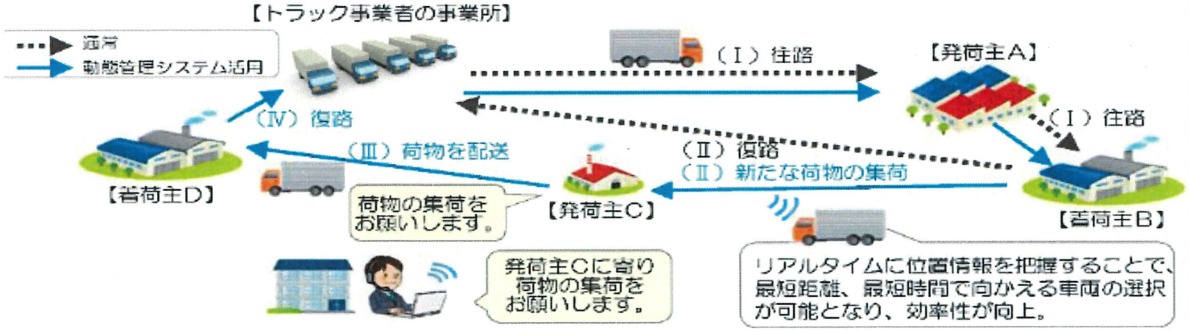
①働き方改革推進支援助成金（68億円）　②業務改善助成金（10億円）
③人材開発支援助成金（訓練関係）（658億円の内数）　④民間における女性活躍促進事業(2.3億円)
⑤両立支援等助成金（育児休業等支援コース）（38. 7億円）
⑥自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業（2. 6億円）

継続　低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

【ディーゼルトラックの補助額】（燃費基準10%達成車の場合）
経年車の廃止なし：標準的燃費水準車両との差額の1/3
経年車の廃止あり：標準的燃費水準車両との差額の1/2

継続　トラック輸送における省エネルギー化推進事業

「車両動態管理システム」や「予約受付システム」等のAI・IoTツールを活用したトラック事業者と荷主等の連携によるトラック輸送の効率化を図る取組について、省エネルギー効果の実証を行う。



【補助内容】AI・IoTツール（車両動態管理システム、配車計画システム等）の導入費用の１／２

◆「乗務後自動点呼」（ロボット点呼）が実施できるようになりました

乗務終了時の点呼を「国交省が認定した点呼機器」を用い、かつ 事業者が施設環境を整備し、事前の届出した場合に「乗務後自動点呼」（ロボット点呼）」ができることとなりました。

＜施設・環境要件＞

・乗務後自動点呼を行う場所は、天井等に監視カメラを備え、運転者の全身の様子を運行管理者（補助者）が常時又は点呼実施後に明瞭に確認できることが必要です。（なりすまし・アルコール検知器不正使用防止）

＜運輸支局への届出と注意事項＞

・乗務後点呼を実施する営業所等を管轄する運輸支局長宛に、実施する10日前までに届出をする。
・乗務後自動点呼場所は、届出した営業所の所定の場所で行う
・自動点呼機器は有効期間内のものであること
（認定有効期間は国土交通省が認定した日から2年間）

＜遵守事項＞

1. 乗務後自動点呼の運用に必要な事項は運行管理者規程に記載するとともに関係者に周知する。
2. 使用方法や故障時の対応を適切に教育する。
3. 所定以外の場所で自動点呼をおこなわない。
4. 自動点呼機器を適切に使用、管理・保守するために正常に作動する状態を保持する。
5. 運行管理者は乗務後自動点呼の実施予定及び結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止する。
6. 点呼を実施する予定時刻から定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合は運行状況を確認、適切な措置がとれる体制を整備する。
7. 運転者が携行品を確実に返却したことが出来る体制を整備する。
8. 運行管理者に早急に報告する必要性事項については、自動点呼にかかわらず速やかに報告する。
9. 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者が対面で状況を確認し適切な措置を講じられる体制を整備する。
10. 自動点呼機器の故障等により乗務後自動点呼を行うことが困難な場合、運行管理者による対面点呼を行うことができるよう整備する。
11. 事業者は、「生体認証機能」に必要な生体情報等個人情報取り扱いを運転者に同意を得る。

○届出の際必要な添付書類【1～4が必要です】

1. 非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼が行うことができる体制が分かる書類

＜非常時の場合とは＞
飲　酒　の　場　合：運行管理者のみが対応
機器の故障の場合：運行管理者等（補助者含む）が対応

運行管理者及び補助者、両者を記載した書類

2. 自動点呼機器の設置場所及び設置が分かる書類

設置場所と機器を固定した画像 あるいは、位置と固定した方法を記載し平面図のいずれか

3. 監視カメラの設置場所が分かる書類

監視カメラ設置後の画像 あるいは、位置を記載した平面図のいずれか（カメラの指定機種はありません）

4. 乗務後自動点呼の実施に係る宣誓書（別紙1）

＜認定を受けた自動点呼機器＞

① ㈱ナブアシスト
点呼+（プラス）ロボット版
認定番号：JG22－001
認定日：2022年12月23日



② ㈱ＮＰシステム開発
ＡＩ点呼システム
（TNK-NASYS/TNK-DASYS）
認定番号：JG23－001
認定日：2023年1月24日



ロボット点呼機器導入は
トラ協助成金をご活用ください
15万円／1社1台まで

【対象事業者】
中小企業（資本金3億円以下または従業員300人以下）で、三重県内の営業所へ導入し、R4.4.1～R5.3.31に利用開始している事業者

助成申請　受付中　R5年3月31日〆切りです　【事後申請】
申請書類　①助成申請書　②領収書（写）
③サービス利用申込書（写）
④管理No.が記載された書類（写）　ただし③に記載あれば省略可

◆道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令について（関係区分抜粋）

国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラムにおいて**「衝突被害軽減ブレーキの性能の大幅強化」**そして新たに**「対歩行者の基準」**が追加され、その他関係規則が改訂されたことにより、道路運送車両の保安基準や各規則・細目を定める告示等を改正されることとなりました。

1. 大型車等の衝突被害軽減ブレーキの大幅強化に関する基準改正

主な要件

1. 作動範囲

10km/hから最高速度の範囲（歩行者の場合は少なくとも20～60km/h）において、空積載でも満積載状態でも作動すること（バスの場合、空車でも全席乗車状態でも）

2. 警　報

緊急制動の開始0.8秒前（歩行者の場合、緊急制動開始前）までに警報すること

3. 緊急制動

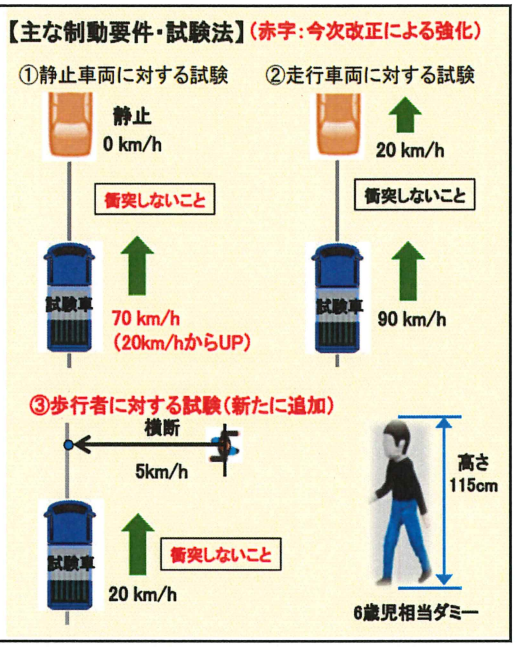
・車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと（右図参照）

・60km/h以下で走行している場合、先行車両に対して40km/h以上の減速又は停止すること

適用日

新型車　令和7年（2025年）9月　　継続生産車　令和10年（2028年）9月

【主な制動要件・試験法】（赤字：今次改正による強化）



※継続生産車は、適用される新型車以前の「同一型の新規登録車」のことです。
　使用過程車のことではありません。
※新型車以前の使用過程車両にはこの基準は適用されません。

2. 車両後退通報装置（バックアラーム等）の基準

車両後退通報装置とは、自動車の後退時に発生する事故を防止するために車両の後退を歩行者に通報するための装置。

車両総重量3.5ﾄﾝ超のバス・トラックに対して車両後退通報装置が義務付けとなります

車両後退通報装置（バックアラーム）の取付例



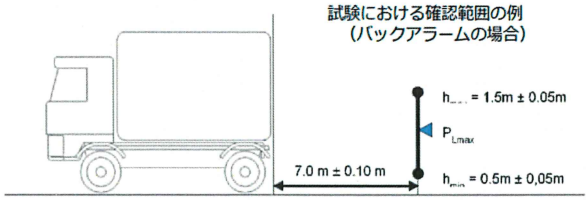
適用時期

✓ 新　型　車　：　**令和７年１月～**
✓ 継続生産車　：　**令和９年１月～**

車両後退通報装置の機能、性能等の要件

- 原動機が起動している状態で**シフトが後退に入れば自動で音を発すること**。
- 警報音は“低”、“通常”、“高”の３つのレベルを定義し、国内では**“通常レベル”を必須とすること**。
  （低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB ）
- **一時停止機能は、後退時車両直後確認装置（UNR158）を備えている場合を除き設けてはならず**、設ける場合には以下の要件に適合すること。
  - 一時停止中であることを運転者に表示すること
  - 車両の再始動時に自動で解除されること

試験における確認範囲の例
（バックアラームの場合）



※継続生産車は、適用される新型車以前の「同一型の新規登録車」のことで使用過程車のことではありません。
※新型車以前の使用過程車両にはこの基準は適用されません。

◆ 大型自動車の車輪脱落事故

大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあり、事故防止対策の一環として、国交省のYouTube公式アカウントに、適切なタイヤ脱着・作業手順動画が公開されています。

劣化したホイール・ナットの使用・タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切にされてなかったこと・タイヤ交換後、1ヶ月以内までに車輪脱落事故が起きています。整備管理者等の責任者のもと 日常点検を励行し、運行前に 左後輪のホイールナットに緩みがないことを「ホイールナットマーカー」、「点検ハンマーの打音検査」により重点的に確認をお願いします。

作業手順動画

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAmd5YVi

適切な交換作業 と 確実な保守管理 で事故は防ぐことが可能です

＜適切なタイヤ脱着作業手順＞



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

＜適切なタイヤ保守管理作業手順＞



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。



適正化事業巡回指導実施結果
（令和4年10月 ～ 令和4年12月）

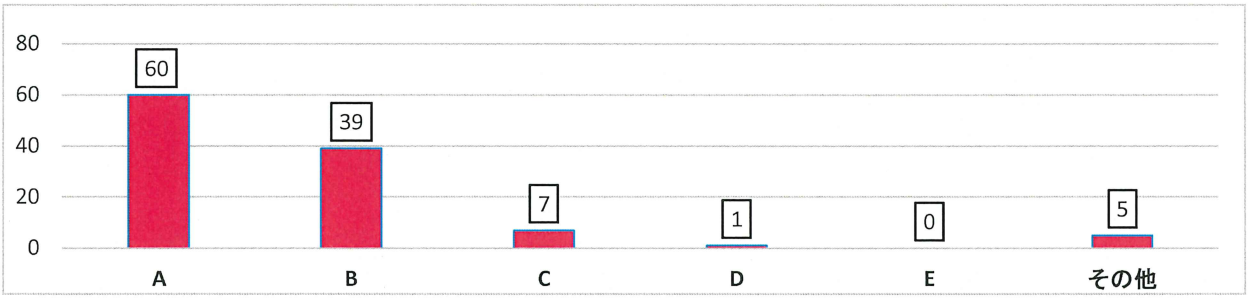
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回実施件数

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	合計
通常巡回指導	1	34	21	11	6	8	6	3	2	5	97
新規巡回指導	0	2	1	0	2	1	1	0	0	3	10
特別巡回指導	0	2	0	0	2	0	0	0	1	0	5
合　計	1	38	22	11	10	9	7	3	3	8	112

＊巡回案内は巡回計画のもと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

2. 総合評価　38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。



A…90%以上	B…80%以上90%未満	C…70%以上80%未満
D…60%以上70%未満	E…60%未満	その他…指導項目26項目以下

以下の①～⑨は重点項目です。「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

①「運行管理者の選任・届出」
②「過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間、休憩時間・睡眠時間の管理」
③「点呼の実施・記録・保存」
④「輸送の安全確保に必要な指導監督」
⑤「特定運転者の特別な指導」
⑥「特定運転者の適性診断」
⑦「整備管理者の選任・届出」
⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」
⑨「健康診断の実施・記録・保存」

3. 改善要請が多い項目

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	割合
①	特定の運転者に対して特別指導を実施しているか	49	10	20.4%
②	特定の運転者に対して適性診断を実施しているか	71	12	16.9%
③	運輸安全マネジメントを実施しているか	107	18	16.8%
④	点呼の実施及び記録を保存しているか	112	15	13.4%
⑤	乗務員に対する指導教育を実施しているか	107	11	10.3%
⑥	勤務時間、乗務時間を定め、休憩時間、睡眠時間が適正に管理されているか	112	11	9.8%
⑦	整備管理者の講習を受講しているか	107	9	8.4%
⑧	健康診断を実施し記録を保存しているか	107	7	6.5%
⑨	運行記録計による記録及び保存しているか	107	5	4.7%
⑩	定期点検を実施し記録を保存しているか	107	5	4.7%

＊特定の運転者とは、初任者（1年以内に雇入れた者）、高齢者（65歳以上の者）、事故惹起者です。

1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています。

改善項目については3ヵ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。
なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。

◆ 適正化実施機関に寄せられた　苦情

苦情件数　令和4年度　10月～12月　**14件**

下記内容の　苦情　が寄せられています。
社内での教育・注意喚起を行って下さい。

危険運転等（１３件）
環境問題等（　１件）

【危険運転】

川越町付近の工場から国道23号線に出た際に、三重ナンバーのトラックに割り込みをされた為、注意をしたら運転者から怒鳴られた。

松阪方面から鈴鹿方面へ中勢バイパスを上って行く際、前方に三重ナンバーのトラックが走行しており、通常よりも極めて遅く走行していた。また蛇行運転もしているように見え恐怖を感じた。

国道1号線鈴鹿市のガソリンスタンド付近で、片側2車線の追越車線を走行していた三重ナンバーの車両が煽り運転をしていた。 前方を走行していた車両への車間距離が近く、急にブレーキを踏むために後ろを走行していた車両が追突の恐れがあった。

鈴鹿市内の県道を直進中に三重ナンバーのトラックが工場から急に左折して合流してきた。
急ブレーキをかけたので、追突を回避した。

三重ナンバーのトラックが、制限速度を超過する速度で、桜島市営住宅東の交差点を赤信号で停止せずに左折し走行していった。当該道路は、歩行者・自転車も通行するので凄く危険である。

【環境問題】

名阪国道付近にペットボトル等のゴミが多く捨てられている。
運送事業者に対して、ゴミの不法投棄は絶対に止めるように指導してほしい。

◆ 運行管理者　一般講習のご案内

1月末現在発表分

運行管理者一般講習　トラック協会助成により 受講料は　【無料】　です

自動車事故対策機構		ホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/ 四日市市諏訪町4-5四日市諏訪町ビル8階 お問い合わせ先　TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
2/17（金）	熊野　熊野市民会館（DVD講習）	
2/28（火）	四日市　北部輸送サービスセンター	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい お問い合わせ先 TEL　052-589-2216 FAX　052-589-2276
3/10（金）	津　トラック協会研修センター	
3/17（金）	松阪　松阪地区輸送サービスセンター	
3/18（土）	松阪　松阪地区輸送サービスセンター	
3/19（日）	伊賀　伊賀サービスセンター	
3/21（火）	伊勢　いせトピア	
3/24（金）	四日市　北部輸送サービスセンター	

ヤマト・スタッフサプライ㈱		ホームページ講習のご予約からお申込ください https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2 お問い合わせ先　TEL052-228-9770 FAX052-228-9780
2/18（土）	津　トラック協会研修センター	
3/13（月）	四日市　北部輸送サービスセンター	
3/29（水）	津　トラック協会研修センター	

トラック会館は、トラック協会研修センターに名称変更いたしました。
トラック協会研修センター　津市桜橋3丁目53-11　イオン津ショッピングセンターの向かい側です

◆ トラックの運転と疲労

トラック　運転と健康リスク



●疲労をもたらす運転要因

運転は単独作業であり、同じ姿勢が長時間連続することで疲労を強めます。また、運転は緊張を持続して行わなければならないことから身体的な疲労だけでなく、精神的な疲労を強め、循環器系への負荷を大きくします。

●不規則なトラック運転業務

トラックドライバーは身体をあまり動かさず、不規則でしかも偏った食事をとる傾向があり、そのため普通の胃腸の働きがある人は太りやすく、糖尿病やメタボリックシンドロームに陥るおそれが比較的高いとされています。
また、夜間の長距離運行に当たるドライバーは、昼夜運転の生活が続くと、生体リズムが狂い、居眠り運転に陥るおそれがあります。

●積み卸し作業がもたらすリスク

積み卸し作業は腰痛の原因となるだけでなく、身体的負担から心筋梗塞を起こすケースもみられ、健康リスクは小さくありません。

眠気は疲労の兆候

疲労の兆候でもっとも頻繁に現れるのが「眠気」です。眠気を我慢して運転を続けると、居眠り運転に陥り、重大事故に結びつく危険性が高いと言えます。眠気をもたらす要因としては、次の３つが考えられます。

●生活リズム

人は24時間の生理学的なリズムがあり、昼行性の生物である人は、通常は寝ているはずの深夜の時間帯に強い眠気に襲われます。

●睡眠不足

不十分な睡眠で運転すると眠気を感じるのは当然です。寝付きが悪い、睡眠が浅いと言ったことも眠気を招きます。

●体調・環境要因等

発熱したときや眠気を誘う成分を含んだ薬を服用した場合は眠気を招きます。また、高速道路のような単調な運転環境では、大脳の活動レベルが低下し、睡眠状態に陥ることがあります。

居眠り運転の防止対策

●運行管理面での配慮

十分な休憩や仮眠を確保できる安全第一の運行計画を立てることが基本となります。また、１時間早めに出発させ、余裕が出来た時間を休憩・仮眠にあてることを検討しましょう。

●十分な睡眠の確保

良質の睡眠を確保することが、居眠り運転対策の基本となります。十分な睡眠を確保できる健康な生活を送ることをアドバイスしましょう。

●一時的な眠気対策を準備しておく

ガムを噛む、窓を開ける、顔を洗う、車外で体操するなど、自分に適した一時的な眠気対策を準備しておきましょう。

●最良の対策は休憩・仮眠

眠気を感じたら車を安全な場所に止め、休憩・仮眠をとることが最良の対策です。居眠り運転となるリスクが高まる運転後半や深夜の時間帯には休憩の回数や時間を増やしましょう。

企業開発センター交通問題研究室「事故事例から学ぶ トラックドライバー教育と管理」より

◆「標準的な運賃」届出と実運賃への活用〈燃料費と人件費の転嫁〉

運賃届出先が三重県となる

届出数	／	会員数	2023／1／31現在
738	／	818	届出率 90.2%

届出率は85％を越えました　未届けの会員様は、早期届出を！

標準的な運賃を目標として設定しましょう

「 2024年問題への対応が急がれます 」

◆ 政策協議会のご報告



令和4年度第4回 **政策協議会(支部長会)**を開催しました。

日　時　令和4年12月21日(火)16:00～
出席者　小林会長、桑員/北勢/鈴鹿/津/松阪/南勢/南紀 各支部長

・これまでの事業運営の状況確認と新年度計画の骨子についての協議が行われました

◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

・一般社団法人三重県トラック協会 **理事会** 及び **交付金運営委員会** が開催されました。

令和 5年 1月17日(火)14:00～　　出席：理事21名／24名中
オブザーバー：青年部会2名 女性部会2名

・議長となる小林会長は下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

新年のご挨拶、新トラック会館への移転完了の御礼、コロナ禍での経済状況、円安と燃料高騰、時間外労働の割増賃金50%増しと年間960時間の制限、そのための働き方改革や標準的運賃収受に向けた環境作り、交通事故・労働災害・環境問題など 対策の推進と法令遵守の徹底、諸問題に取り組み会員事業者のための協会運営に取り組む旨の挨拶を行った。

・三重県トラック協会 議事事項

1. 業務運営･危機管理検討 各委員会の報告
2. 事業の進捗と助成事業の状況
3. 近代化基金融資制度の申込みと推薦
4. 三重県燃料高騰対策支援金
5. 令和5年度事業計画 基本方針
6. 当面の諸問題等
7. 今後の行事日程
8. 三重県トラック協会移転に伴う法人登記

・トラック協会、陸災防とも内容説明と理事からの意見発言の後、全て異議なく承認されました。

・陸災防三重県支部 議事事項

1. 安全衛生管理体制と活動の推進
2. 荷役運搬作業等での安全の確保
3. 交通労働災害の防止
4. 安全衛生教育の推進
5. 安全衛生意識の高揚
   (1)全国陸災防大会　11月　広島
   (2)三重県フォークリフト運転競技大会 7月
   (3)三重県産業安全衛生大会 10月
   (4)三重労働局 チャレンジアンダー2000みえ
6. 令和5年度 事業計画概要(案)

・報告 (1)トラックの日関連 トラックフェスタin四日市 報告　(2)物流セミナー報告
(3)定款23条に定める 協会長･専務理事の業務執行状況

◇特記報告事項はありません

◆ 燃料価格等高騰対策 支援金情報　2月版

↓市町対応の支援金↓　注:各市町の事業所の事業で支出したエネルギー関連経費が対象となります。

・各市町のホームページで 確認 または 申請先にお問合せいただき 申請してください。

津市 に事業所がある 中小企業 会員様

◆ 津市 中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金

津市の支援第2弾、今回、従業員20名以下の条件はありません

・令和4年10～12月(制度上は7～12月)の任意の一月の、エネルギー経費の支払額に応じた中小企業の事業者向け支援です。

・経費5万円以上で2.5万円、10万以上で5万円、20万以上で10万円、30万以上で15万円

・申請　津市 エネルギー価格高騰対策事業継続支援金事務局　TEL 059-233-1600

締切直前です → 2月15日(水) 至急

亀山市 に事業所がある 中小企業 会員様

◆ 亀山市 エネルギー価格高騰対策中小企業者等助成金

・亀山市内に事業所(支店・営業所など)を有する中小企業、小規模事業者または個人事業主で、1か月に支払ったエネルギー経費(税抜)の合計額が 10万円以上で 5万円の支援金があります。

・20万円以上で 10万. 30万円以上で 15万. 40万円以上で 20万円

・申請 亀山市 商工観光課 商工業振興グループ 0595-84-5049 まもなく締切 → 2月28日(火)

明和町 に事業所がある 中小企業 会員様

◆ 明和町 貨物自動車運送事業者 燃料価格高騰対策支援金

・明和町内に事業所(支店・営業所など)を有する中小企業、小規模事業者または個人事業主に支援金

事業用 普通車 1.75万円、小型 3千円、軽 3千円

・申請 明和町 産業振興課 農水商工係 TEL0596-52-7118　まもなく締切 → 2月28日(火)

熊野市に本社がある 会員様

◆ 熊野市 価格高騰等対策支援事業

・熊野市内に本社を有する企業、個人事業主に支援金

事業用普通車 3.5万円、小型 8千円、軽 5千円 等

自家用車支援もあります

・申請　熊野市 水産・商工振興課　0597-89-4111 内線472　まもなく締切 → 2月28日(火)

三重県 ならびに 記載の市町については 受付けが終了しました

◇ 三重県 貨物自動車運送事業者 燃料高騰対策支援金　2／3　終了しました

◆ 鈴鹿市 物価高騰対策ものづくり企業者等支援金　1／31　終了しました

◆ 伊勢市 中小企業者物価高騰支援金　1／31　終了しました

◆ 大台町 原油価格高騰対策運送事業者等支援金　1／31　終了しました